

公立大学法人和歌山県立医科大学一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法)

和歌山県立医科大学は、①次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備、②女性活躍推進法に基づき、女性がいきいきと活躍することができる雇用環境の整備を推進するため、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 男性職員の1週間以上の育児休業取得率を35%にする。

<対策>

令和6年4月～

- ① ホームページやパンフレットを活用し、育児休業に関する制度の一層の周知を図り、育児休業を取得しやすい職場環境づくりと取得率の向上につなげる。
- ② 定期的な学内通知や職員研修など、積極的に男性の育児参加に関する啓発の機会を設け、各所属における意識の向上を図る。
- ③ 配偶者の妊娠や出産を申し出た男性職員に対し、出生時育児休業(産後パパ育休)など育児休業全般に関する情報提供を行うとともに、個別面談等により、育児休業の取得に関する意向確認を行う。

目標2 年次有給休暇の取得日数を11日以上にする。

<対策>

令和6年4月～

- ① 所属ごとに四半期単位で休暇取得計画書を作成することにより、休暇の取得促進に向けた意識喚起と具体的な取組の推進を図る。
- ② ゴールデンウィークや年末年始など、時季に応じた休暇の計画的連続的取得を、全学運動として実施する。
- ③ 定期的に所属ごとの休暇の取得状況を確認し、取得日数の少ない所属には更なる取組の推進を働きかけるなど、休暇の取得促進に向けた対策を講じる。

目標3 適性を有する職員の法人の意志決定や経営戦略等の立案過程への参画を促進するため、管理職に占める女性の割合を30%に近づける。

<対策>

令和6年4月～

- ① 男女共同参画の観点から、評価制度による公正な能力評価に基づき、女性管理職の登用を推進する。
- ② 女性職員が出産・育児等のライフイベントを経ても安心して働ける環境を整備するため、職種に応じたキャリア形成支援や復職支援の一層の充実と周知を図る。
- ③ 女性のキャリア形成に係る研修やセミナーを開催し、女性の活躍推進に向けた学内機運の醸成を図る。